

ID: 93

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	使用料等の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例 第5条第1項、第3項及び第5項
例 規 番 号	昭和45年条例第25号

【根拠条文】

(使用料等)

第5条 こども家庭・保健センターの利用者は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬算定方法」という。)別表第1医科診療報酬点数表により算定した額の範囲内で、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、その他の検査及び事業所検診に係る使用料については、規則で定めるものとする。

3 母子保健法第17条の2に規定する産後ケア事業を利用しようとする者は、別表第2に定める利用料を納付しなければならない。

4 第3条第10号の規定により使用する場合は、診療報酬算定方法別表第1医科診療報酬点数表により算定した額の7割以内で、規則で定める使用料を納付しなければならない。

5 診断書及び証明書の交付を受けようとするものは、それぞれ1,000円を納付しなければならない。

6 市長は、公益上必要があると認めるときは、第1項の使用料及び前項の手数料の全部又は一部を免除することができる。

別表第1(第5条関係)

区分	単位	使用料
胃部集団検診		
間接撮影	1件	1,000円
直接撮影	1件	2,500円
胃部個別検診		
胃内視鏡検査	1件	4,300円
乳がん検診		
マンモグラフィ	1件	2,000円
子宮がん検診		
頸部	1件	1,000円
頸部・体部	1件	1,700円
肺がん検診		
喀痰細胞診検査	1件	900円
大腸がん検診		
一日法	1件	400円
二日法	1件	800円
前立腺がん検診	1件	1,000円
健康チェック	1件	9,000円
骨粗鬆症検診	1件	1,000円
肝炎ウイルス検診	1件	1,000円

備考 健康チェックにおいてピロリ菌検査を実施する場合の当該健康チェックの使用料は、1件につき600円を加算した額とする。

別表第2(第5条関係)

区分	単位	利用料
産後ケア(通所型)		
生活保護世帯	1日	500円
市民税非課税世帯	1日	500円
夫と妻の合算所得が1,500万円以上の世帯	1日	8,000円
上記以外の世帯	1日	4,500円
産後ケア(宿泊型)		
生活保護世帯	1日	1,000円
市民税非課税世帯	1日	1,000円
夫と妻の合算所得が1,500万円以上の世帯	1日	9,000円
上記以外の世帯	1日	5,000円
産後ケア(訪問型)		
生活保護世帯	1回	0円
市民税非課税世帯	1回	0円
夫と妻の合算所得が1,500万円以上の世帯	1回	2,000円
上記以外の世帯	1回	1,000円

備考

- 多胎の場合の利用料は、乳児の2人目以降の1人につき、通所型及び訪問型は500円、宿泊型は1,500円を加算した額とする。
- 夫と妻の所得の額の計算方法については、児童手当法施行令第3条に定めるところによる。

【基準】

根拠条文及び芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例施行規則第7条の規定による。

(使用料)

第7条 条例第5条第2項及び第4項の規定による使用料は、別表のとおりとする。

別表(第7条関係)

区分	単位	使用料
条例規定以外の検査	1件	医科診療報酬点数表により算出した額の3割
事業所健診	1件	医科診療報酬点数表により算出した額の10割
機器を使用する場	レントゲン	
	消化管透視撮影	1件 医科診療報酬点数表により算出した額の6割5分
	一般単純撮影	1件 医科診療報酬点数表により算出した額の5割5分
	その他	1件 医科診療報酬点数表により算出した額の4割
	心電計	1件 医科診療報酬点数表により算出した額の5割5分
	肺機能計	1件 上記に準ずる額
	その他	1件 材料費等の実費

合			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 95

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	退館命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例 第6条		
例 規 番 号	昭和45年条例第25号		
【根拠条文】 (使用の制限) 第6条 市長は、こども家庭・保健センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、こども家庭・保健センターへの入館を拒み、退館を命じ、又は使用の許可をしないことができる。 (1) 公の秩序又は風紀を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設、設備その他の物件を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、こども家庭・保健センターの管理に支障を及ぼすと認められるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 98

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	使用料及び手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市歯科センターの管理に関する条例 第4条第1項及び第2項		
例 規 番 号	平成22年条例第22号		
【根拠条文】 (使用料及び手数料) 第4条 歯科センターにおいて診療を受ける者からは、次の各号により算定した額を使用料として徴収する。 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)その他法令による療養の給付を受ける者及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による療養の給付を受ける者については、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬算定方法」という。)により算定した額 (2) 前号に規定する者以外の者については、診療報酬算定方法に定める点数表の1点当たり単価20円を超えない範囲において規則で定める額 2 診断書、証明書等を交付するときは、次に掲げる額を手数料として徴収する。 (1) 一般診断書(1通につき) ア 普通診断書 1,500円 イ 死亡診断書 2,000円 ウ その他の診断書 1,500円 (2) 生命保険・年金関係診断書(1通につき) 3,000円 (3) 自動車損害賠償責任保険関係診断書、明細書(1通につき) 3,000円 (4) 証明書(1通につき) 1,000円 3 前項に規定するもののほか、健康保険法、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他の法令に定める療養の給付に必要な証明書は、無料とする。 【基準】 根拠条文及び芦屋市歯科センターの管理に関する条例施行規則第4条の規定による。 (使用料の額) 第4条 条例第4条第1項第2号の規則で定める額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)に定める点数表の1点当たり単価15円(交通事故の場合は20円)として算定した額とする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 100

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	退館命令等		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市歯科センターの管理に関する条例 第7条		
例 規 番 号	平成22年条例第22号		
【根拠条文】 (使用の制限) 第7条 市長は、歯科センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、歯科センターへの入館を拒み、退館を命じ、又は使用の許可をしないことができる。 (1) 公の秩序又は風紀を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設、設備その他の物件を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、歯科センターの管理に支障を及ぼすと認められるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 101

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	使用料及び手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立休日応急診療所条例 第6条第1項及び第2項		
例 規 番 号	平成9年条例第30号		
【根拠条文】 (使用料及び手数料) 第6条 診療所において診療を受ける者からは、次の各号により算定した額を使用料として徴収する。 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)その他法令による療養の給付を受ける者及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による療養の給付を受ける者(同法に基づく基準の例によるとされる者を含む。)については、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬算定方法」という。)により算定した額 (2) 前号に規定する者以外の者については、診療報酬算定方法に定める点数表の1点当たり単価20円を超えない範囲において規則で定める額 2 診断書、証明書等を交付するときは、次の各号に掲げる額を手数料として徴収する。 (1) 一般診断書(1通につき) ア 普通診断書 1,500円 イ 死亡診断書 2,000円 ウ その他の診断書 1,500円 (2) 生命保険・年金関係診断書(1通につき) 3,000円 (3) 自動車損害賠償責任保険関係診断書、明細書(1通につき) 3,000円 (4) 証明書(1通につき) 1,000円 3 前項に規定するもののほか、健康保険法、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他の法令に定める療養の給付に必要な証明書は、無料とする。 【基準】 根拠条文及び芦屋市立休日応急診療所条例施行規則第3条の規定による。 (使用料の額) 第3条 条例第6条第1項第2号の規定による使用料は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)に定める点数表の1点当たり単価15円(交通事故の場合20円)として算定した額とする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 239

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	不正利得の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市特定疾病療養補助金支給条例 第8条		
例 規 番 号	昭和54年条例第4号		
【根拠条文】 (不正利得の徴収) 第8条 偽りその他不正の手段により療養補助金の支給を受けた者があるときは、市長は、受給額に相当する金額の全部または一部をその者から徴収することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日